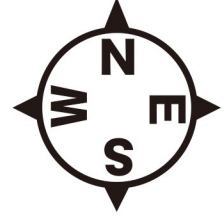


御嵩町 土砂災害ハザードマップ

御嵩町には、がけ崩れ、土石流、地すべりといった土砂災害危険区域がいくつかあります。
このマップで、日頃から土砂災害危険区域や指定避難所を確認しておきましょう。



令和7年度版

《防災拠点施設》

御嵩町防災コミュニティセンター 中切 1437-1 42-8233

指定避難所一覧(21箇所)

避難場所の開設情報は、携帯メールや広報等でお知らせします。町からの情報に注意してください。

避難所	住 所	電話番号	収容人数
① 上之郷公民館	中切 874-4	67-0017	100
② 上之郷小学校	宿 2002	67-1338	300
③ 上之郷中学校	中切 1785	67-0431	300
④ 上之郷保育園	中切 1359-2	67-2322	100
⑤ 綱木グラウンド管理棟	上之郷 7112-1	67-0191	40
⑥ 御嵩公民館	御嵩 626-1	67-0507	180
⑦ 向陽中学校	御嵩 1306	67-1331	560
⑧ 東濃高校	御嵩 2854-1	67-2136	700
⑨ 御嵩保育園	御嵩 689-1	67-2323	100
⑩ 御嵩町役場	御嵩 1239-1	67-2111	30
⑪ 中公民館	中 2171-1	67-4841	200
⑫ 御嵩小学校	中 2628	67-1191	800
⑬ ぼっぽかん	顔戸 1176-2	67-5221	100
⑭ B&G 海洋センター	中 2777-28	67-5196	400
⑮ 伏見公民館	伏見 990	67-0502	100
⑯ 伏見小学校	伏見 489	67-0530	350
⑰ 共和中学校	伏見 1875-1	67-2105	350
⑱ 東濃実業高校	伏見 891	67-0504	800
⑲ 伏見保育園	伏見 751-1	67-2325	100
⑳ 伏見にここご館	伏見 1311-1	67-3625	30
㉑ 大庭台第一公園総合集会所	中 2678-137		

●上之郷保育園、上之郷中学校、上之郷小学校は土砂災害警戒区域内になりますので、開設状況等については事前に町に確認して下さい。

土砂災害警戒区域等の指定について

岐阜県により、土砂災害防止法に基づく土砂災害（特別）警戒区域が指定されました。
(平成23年3月8日 告示～平成26年7月15日 告示まで)

土砂災害特別警戒区域 (レッドゾーン)

建物に損壊が生じ、住民に著しい危害が生じるおそれのある区域

土砂災害警戒区域 (イエローゾーン)

住民の生命又は身体に危害が生じるおそれのある区域

御嵩町

土石流危険箇所

57 箇所

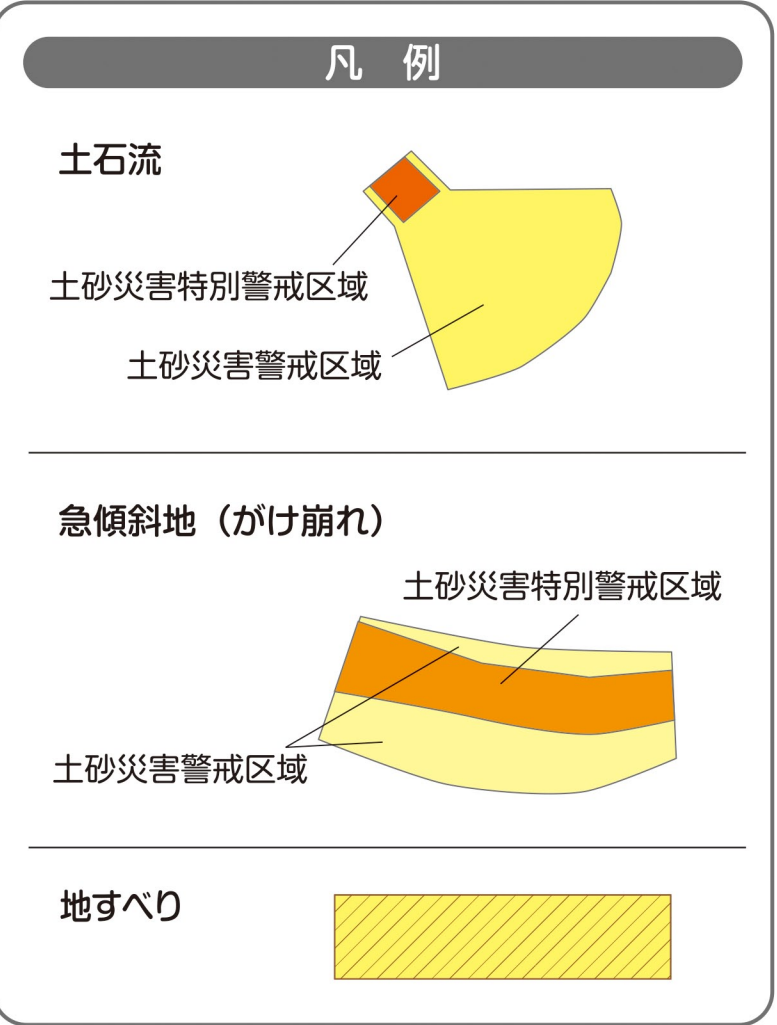
急傾斜地崩壊危険箇所(がけ崩れ)

67 箇所

地すべり危険箇所

3 箇所

(別紙4)
災害時における一時避難等の相互利用に
関する協定 締結施設地図【御嵩町】
○数字の場所が施設です。



御嵩町からの情報

御嵩町からは、避難準備、避難勧告、避難指示の3段階の情報を発表します。発令された場合には、速やかに行動を始めて下さい。

発令時の状況

みなさんの行動

避難準備

●要援護者など特に避難行動に時間を要する方が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が高まった状況。

●お年寄りや体の不自由な方、小さなお子さんのいるご家庭では、避難を始めてください。
●そのほかの方もご家族との連絡、非常用持ち出し品の用意など、避難の準備をしておきましょう。

避難勧告

●通常の避難行動ができる方が避難行動を開始しなければならない段階であり、人的被害の発生する可能性が明らかに高まった状況。

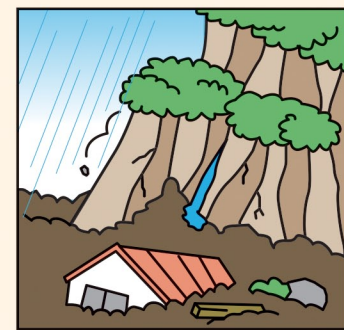
●計画された避難場所への避難を始めてください。
●避難時には、隣近所に声を掛け合い、お互いに助け合って避難しましょう。

避難指示

●前兆現象の発生や、現在の切迫した状況および地域の特性等からの被害の発生する危険性が非常に高いと判断された状況。
●人的被害の発生した状況。

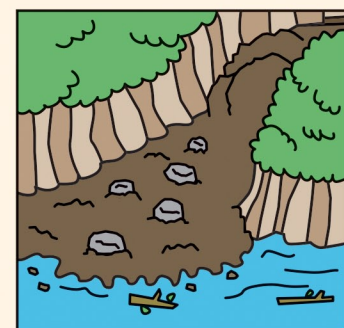
●生命にかかわる危険が迫っていますので直ちに避難を完了してください。
●避難が難しい状況にある方は、近くの安全な場所に移動するなど身の安全を確保してください。

土砂災害を知っていますか？



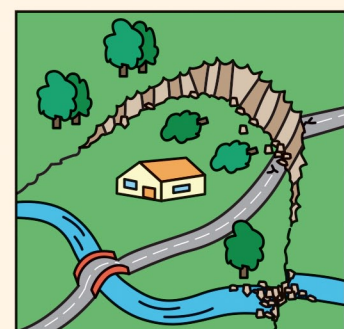
がけ崩れ 急傾斜地の崩壊

地中にしみ込んだ水分が土の抵抗力を弱め、雨や地震などの影響によって急激に斜面が崩れ落ちることをいいます。
がけ崩れは、突然起きるため、人家の近くで起きると逃げ遅れる人も多く死者の割合も高くなっています。



土石流

山腹、川底の石や土砂が長雨や集中豪雨などによって一気に下流へと押し流されるものをいいます。
その流れの速さは規模によって異なりますが、時速20～40kmという速度で一瞬のうちに人家や畑などを破壊させてしまいます。



地すべり

斜面の一部あるいは全部が地下水の影響と重力によってゆっくりと斜面下方に移動する現象のことをいいます。
一般的に移動土壌量が大きいため、甚大な被害を及ぼします。また一旦動き出すとこれを完全に停止させることは非常に困難です。

出典:国土交通省河川局砂防部ホームページ

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に基づき作成 平成29年3月